

綾部市公報

番号 第721号
発行日 令和4年7月1日
発行所 綾部市役所

目次

○規則

- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正
(市民・国保課)・・・1

○告示

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・2
- 令和4年6月綾部市議会定例会招集告示
(総務課)・・・3
- 地縁団体変更告示(須波伎自治会)
(市民協働課)・・・4

- 綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給事業実施要綱の制定
(こども支援課)・・・5

- 綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の制定
(こども支援課)・・・31

- 令和4年6月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表
(財政課)・・・46

- 地縁団体変更告示(光野自治会)
(市民協働課)・・・47

- 綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の一部改正

(こども支援課)・・・48

- 綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部改正
(社会福祉課)・・・54

- 綾部市営駐車場(綾部駅南駐車場及び綾部駅北駐車場)に係る指定代理納付者の指定告示
(都市計画課)・・・55

○公告

- 公示送達
(税務課)・・・56

- 綾部市里山交流研修センター整備工事(建築本体工事)公募型指名競争入札変更公告
(監理課)・・・57

- 公示送達
(市民・国保課)・・・59

- 所有者の判明しない動物の収容について
(保健推進課)・・・60

- 綾部中学校教室棟(西)外壁改修工事公募型指名競争入札について
(監理課)・・・61

- 公示送達
(税務課)・・・72

- 私有財産(土地)の随意契約(先着順)による売却について
(監理課)・・・73

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について
(保健推進課)・・・91

- 綾部市総合運動公園ESCO事業に関する公募型プロポーザルの実施について

(文化・スポーツ振興課)・・・93	・令和3年度財政援助団体等監 査結果	・・・243
・綾部小学校屋内運動場改修工 事(建築本体工事)公募型指 名競争入札について		
(監理課)・・・157	○選挙管理委員会告示	
・衛生公苑大規模改修工事公募 型指名競争入札について	・令和4年7月10日執行予定 の参議院京都府選挙区選出議 員選挙におけるポスター掲示 場の設置場所	・・・246
(監理課)・・・168		
・綾部市クリーンセンター空調 設備工事条件付一般競争入札 について	・令和4年7月10日執行予定 の参議院京都府選挙区選出議 員選挙における候補者の氏名 及び党派別の掲示の掲載順序 を定めるくじを行う場所及び 日時	・・・252
(監理課)・・・179		
・綾部小学校屋内運動場改修工 事(電気設備工事)条件付一 般競争入札について	・綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の 50分の1の数	・・・253
(監理課)・・・189		
・浄化槽設置工事その3条件付 一般競争入札について	・綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の3分の1 の数	・・・254
(監理課)・・・199		
・公示送達	・合併協議会設置協議について 投票請求に要する有権者総数 の6分の1の数	・・・255
(税務課)・・・209		
・所有不動産に係る所有権の保 存又は移転の登記について (日置谷自治会)	・令和4年7月10日執行の参 議院議員通常選挙における各 投票区の投票所	・・・256
(市民協働課)・・・210		
・綾部市下水道排水設備指定業 者規程に基づく指定業者の公 表	・令和4年7月10日執行の参 議院議員通常選挙における期 日前投票所	・・・258
(下水道課)・・・232		
○消防本部告示		
・綾部市火災予防条例に基づく 指定催しについて		
・・・233		
○監査公表		
・令和3年度定期監査結果		
・・・234		
・令和3年度随時監査結果		
・・・238		
・令和3年度行政監査結果	・令和4年7月10日執行の参 議院議員通常選挙において在 外選挙人名簿に登録されてい る選挙人の国内における期日	
・・・241		

前投票所	・・・259
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・260
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任	・・・262
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の投票所を閉じる時刻の繰上げ	・・・264
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票の場所及び日時	・・・265
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任	・・・266
・令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるとき等のくじを行う場所及び日時	・・・267

規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月16日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第28号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「令和4年6月30日」を「令和4年9月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第137号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和4年6月3日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和4年 4月 1日	綾0901-32039	昭和24年 5月20日

綾部市告示第 1 4 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定に基づき、令和 4 年 6 月 1 3 日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和 4 年 6 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 1 4 3 号

地縁による団体「須波伎自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 4 年 6 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

変更があった事項、その内容、変更の年月日及び変更の理由

変更事項	変更前	変更後	変更の年月日	変更の理由
代表者の 氏名及び 住所	山 田 皓 史 綾部市物部町南柏原 4 番地の 3	田 中 豊 綾部市物部町横縁 1 1	平成 3 1 年 4 月 1 日	任期満了に よる交代
	田 中 豊 綾部市物部町横縁 1 1	松 本 彰 綾部市物部町天野 2 5	令和 3 年 4 月 1 日	任期満了に よる交代

綾部市告示第144号

令和4年度綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和4年6月13日

綾部市長 山崎善也

令和4年度綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について（令和4年5月24日付子発0524第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等の物価の高騰等を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業に関し、必要な事項を定める。

（支給要件）

第2条 綾部市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める者（令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯分）」という。）のうち支給しようとしている給付に相当するものの支給を既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村から受けている者を除く。以下「支給対象者」という。）に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- (1) 令和4年4月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給を受けている者（その全部を支給しないこととされている者を除く。以下「児童扶養手当受給者」という。）
- (2) 令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）のうち、法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者（以下「法第13条の2支給停止者」という。）、又は法第6条の規定に基づく綾部市長（以下「市長」という。）の認定を受けた場合には法第13条の2の規定に基づき児童扶養手当の全部又は一部を支給しないこととなることが想定される者であって、次の表の左欄に掲げる者ごとに、令和2年の収入額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者（以下「公的年金給付等受給者」という。）

①当該者（法第4条第1項第1号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第	法第9条第1項で定める児童扶養手当の一部支給に係る支給制限限度額に相当す
---------------------------------------	--------------------------------------

<p>2号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）で定める児童の養育者を除く。）</p>	<p>る収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含み、当該者が母である場合であつてその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は当該者が父である場合であつてその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、令第2条の4第6項で定めるところにより、当該者が当該費用の支払を受けたものとみなして、収入の額を計算するものとする。）</p>
<p>②当該者（①に規定する養育者に限る。）</p>	<p>法第9条の2で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、当該者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>
<p>③当該者の配偶者又は当該者が父若しくは母である場合にあつては当該者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で当該者と生計を同じくする者若しくは当該者が養育者である場合にあつては当該者の扶養義務者で当該者の生計を維持する者</p>	<p>法第10条又は第11条で定める児童扶養手当の支給制限限度額に相当する収入額未満（収入には、左欄に掲げる者が非課税の公的年金給付等を受給している場合にあつては、その受給額を含む。）</p>

(3) 申請時点において、令和4年4月分の児童扶養手当に係る法第6条の規定に基づく市長の認定を受けていない受給資格者（前号に規定する者を除く。）又は法第9条から第11条までの規定に基づき児童扶養手当の全部を支給しないこととされている受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、第2号の表の左欄に掲げる者ごとに、急変後1年間の収入見込額について同表の右欄に掲げる要件を満たす者その他前2号に規定する者と同様の事情にあると認められる者（以下「家計急変者」という。）

(4) 第2号に規定する公的年金給付等受給者又は第3号に規定する家計急変者に該当する者であっても、令和4年6月13日告示綾部市告示第145号「令和4年度綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱」に基づき支給される給付金（以下「給付金（ひとり親世帯以外分）」という。）の支給を既に受けている者又はその他の子育て世帯給付金の実施主体が支給を決定した者については、支給対象者には含まないもの

第5条 児童扶養手当受給者に対する市長による給付金（ひとり親世帯分）の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 児童扶養手当支給口座振込方式 令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定までに、児童扶養手当受給者が前号の指定口座の変更の届出を令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により届け出、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）に係る申請受付開始日及び申請期限）

第6条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までの間で市長が別に定める日とする。

（公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の申請及び支給の方式）

第7条 公的年金給付等受給者及び家計急変者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けようとする者（以下「給付金（ひとり親世帯分）申請者」という。）は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯分）申請書」という。）により申請を行う。

- 2 給付金（ひとり親世帯分）申請者による申請及びこれに基づく市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、給付金（ひとり親世帯分）申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により提出し、市長が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請口座振込方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を窓口へ提出し、市長が給付金（ひとり親世帯分）申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口交付方式 給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）申請書を郵送により、又は窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することに

より支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、戸籍謄本並びに簡易な収入額の申立書（様式第4号）、簡易な所得額の申立書（様式第5号）、簡易な収入見込額の申立書（様式第6号）又は簡易な所得見込額の申立書（様式第7号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（給付金（ひとり親世帯分）申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者に対し、第7条第2項各号に掲げる方式により給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）支給事業の実施に当たり、支給対象者及び監護等児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、給付金（ひとり親世帯分）申請者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該給付金（ひとり親世帯分）申請者が給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市が把握する令和4年4月分の児童扶養手当振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に給付金（ひとり親世帯分）の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯分）の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月13日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
（ひとり親世帯分） 受給拒否の届出書

綾部市
受付印

綾 部 市 長 様

- 1, 私は、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 _____ () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと）、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号（第5条関係）

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給市区町村
綾 部 市 長 様



1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電 話 ()
			証 書 番 号
※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。			

2. 新規振込先指定口座(児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1. の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかれない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

綾部市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、
 綾部市が届出者に連絡・確認できない場合に、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)支給口座登録等の届出書』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』
※届出者の運転免許証、健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
綾部市長様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

		記入日	令和 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

令和4年3月31日時点で児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の受給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
 ※18歳到達後最初の3月31日が令和5年3月31日以降である児童又は令和4年4月時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合:50,000円×3人=150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (令和4年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。) ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。(下欄を確認してください。)

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁) (通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、綾部市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 綾部市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、綾部市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、**障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類**を添付してください。)
- 『簡易な収入額の申立書』(様式第4号)又は『簡易な所得額の申立書』(様式第5号)
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯分) 申請書(請求書)

支給市区町村
綾部市長様



裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現住所
		年 月 日	電話 ()
公的年金受給状況		基礎年金番号 年金コード	児童の父又は母の死亡による遺族補償の受給状況
<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない			<input type="checkbox"/> 受けることができる(種類:) <input type="checkbox"/> 支給停止 (種類:) <input type="checkbox"/> 受けることができない

※「公的年金」とは、「遺族年金(遺族基礎年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、「老齢年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、「障害年金(障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、「母子年金」、「恩給」等をいいます。
 ※「受けることができる」とは、現に受けているとき、申請中であるとき又は申請すれば受けることができる状態にあるときをいいます。

2. 監護等児童

申請時点において、児童扶養手当の支給要件に該当する児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	続柄	性別	障害の有無	生年月日	同居・別居の別	住所(別居の場合のみ記入)
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		
4					年 月 日		
5					年 月 日		

※「監護等」とは、児童扶養手当の支給資格者が母の場合には監護すること、父の場合には監護し、かつ生計を同じくすること、養育者の場合には養育することをいいます。
 ※18歳到達後最初の3月31日が令和4年3月31日以降である児童又は申請時点において障害の状態にある20歳未満の者が対象です。
 ※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第1項に定める障害の状態をいいます。申請時点において、障害の状態にある者で、18歳到達後最初の3月31日を経過し、かつ20歳未満である者については、障害の状態を確認するため、特別児童扶養手当証書等を添付してください。

3. 配偶者及び扶養義務者

同居する配偶者又は生計を同じくする扶養義務者等がいる場合は記入してください。

配偶者/扶養義務者	氏 名	公的年金受給の有無
配偶者		有・無
扶養義務者		有・無
扶養義務者		有・無

※扶養義務者とは、申請者と生計を同じくしている(又は申請者が養育者である場合には申請者の生計を維持している)申請者の父母、祖父母、子、孫等の直系血族をいいます。

(次ページも必ずご確認ください。)

4. 申請額・請求額

対象児童数	人	申請額・請求額	円
-------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「2. 監護等児童」に記入された児童の人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童数が1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合:50,000円×3人=150,000円

5. 児童扶養手当の支給要件 (申請時点において児童扶養手当の支給要件に該当しているかについて確認するため、以下のいずれかに該当する児童を監護等しているかについて、該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)
 ※既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。

支給要件	
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(法律婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父母が婚姻(事実婚)を解消した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が死亡した児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が障害の状態にある児童
<input type="checkbox"/>	父又は母の生死が明らかでない児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
<input type="checkbox"/>	父又は母がDV被害に関する保護命令を受けた児童
<input type="checkbox"/>	父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
<input type="checkbox"/>	母が婚姻によらないで懐胎した児童

※「障害」とは、児童扶養手当法施行令第1条第2項に定める障害の状態をいいます。「父又は母が障害の状態にある児童」を支給要件として申請される場合は、障害の状態を確認するため、障害年金に係る年金証書等を添付してください。
 ※「遺棄」とは、父又は母が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいいます。

6. 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ) ※「申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード	1 普通 2 当座		

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方が対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「給付金(ひとり親世帯分)」という。)の支給要件に該当します。
- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返金します)。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な住民基本台帳情報、税情報や公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、綾部市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯分)の請求書として取り扱います。
- 綾部市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、都道府県等が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(ひとり親世帯分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。
- 既に他の都道府県等で給付金(ひとり親世帯分)を受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯分)を返還します。

提出書類

- 『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請者・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※ 申請者・請求者の運転免許証、健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「6. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『児童扶養手当の支給要件を確認できる書類』
※ 戸籍謄本又は抄本をご用意ください(既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は不要です。)(「2. 監護等児童」及び「5. 児童扶養手当の支給要件」において、障害の状態を確認する必要がある場合は、確認するための書類を添付してください。)
- 『簡易な収入見込額の申立書』(様式第6号)又は『簡易な所得見込額の申立書』(様式第7号)
※ 申立てを行う収入(所得)に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類を添付してください。

簡易な収入額の申立書 (申請者本人用) 【公的年金給付等受給者】

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、「簡易な収入額の申立書(扶養義務者等用)」も併せてご提出ください。
- 下記にある③の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①申請者の前々年(令和2年1月～令和2年12月)の年間収入の内訳をご記入ください。													
※年間の額をご記入ください。													
	金額								円				注意事項
養育費【A】												※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。	
給与収入【B】												※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。	
事業収入又は不動産収入【C】												※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。	
年金相当収入【D】 (a-b)												※「年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】」で計算した額をご記入ください。	
年金収入【a】												※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額が分かる書類をご提出ください。	
児童扶養手当相当額【b】												※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。	

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(年額)

令和2年12月31日時点での児童数	支給額(年額)	※参考(月額)
児童0人	0円	0円
児童1人	121,920円	10,160円
児童2人	183,000円	15,250円
児童3人	219,600円	18,300円
児童4人	256,200円	21,350円

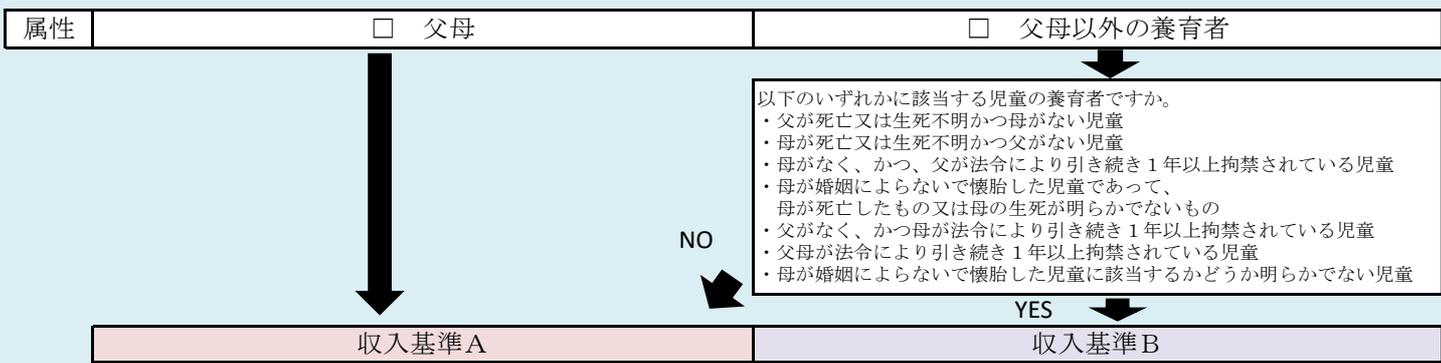
※5人以上いる場合は、1人増えるごとに36,600円(年額)を加算してください。

②前々年(令和2年1月～令和2年12月)の年間収入の合計額をご記入ください。												
年間収入額 (A+B+C+D)												円 ※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

(次ページに続きます。)

③要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族（児童含む）又は養っている親族以外の児童（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方			
フリガナ	氏名	該当する場合は◎又は○	
		16歳以上23歳未満 の親族 (◎)	70歳以上 の親族、配偶者 (○)
1			
2			
3			
4			
5			

収入基準Bの方		
フリガナ	氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外） の親族
1		
2		
3		
4		
5		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(2) の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するか計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
∇	
年間収入額 (表面の②)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
∇	
年間収入額 (表面の②)	円

→【要件】②の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

□ 【要件】に該当しています。	□ 収入額が分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
□ 本申立の内容に相違ありません。	
令和 年 月 日	申請者氏名

簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用） 【公的年金給付等受給者】

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請書（請求書）」、「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」と一緒に提出ください。
- 申請者と生計を同じくする扶養義務者などの方がいる場合は、その方の前々年の年間収入額も勘案して支給を決定しますので、本申立書（「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」）をご提出ください。
- 下記にある⑤の【要件】を満たす場合に支給の対象となります。

①令和4年3月31日時点で申請者の生活を経済的に支えていた方の属性にチェック（）してください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②①で選択した方の前々年（令和2年1月～令和2年12月）の年間収入の内訳をご記入ください。

※年間の額をご記入ください。

	金額	円	注意事項										
給与収入【A】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td></tr> </table>												※給与収入がある場合にご記入ください。 ※ 課税証明書 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入【B】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td></tr> </table>												※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※ 帳簿 などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入【C】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td></tr> </table>												※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族に対して支給されるものも含まれます。 ※ 年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書 などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

③前々年（令和2年1月～令和2年12月）の年間収入の合計額をご記入ください。

年間収入額 (A+B+C)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="width: 5%;"> </td><td style="width: 5%;"> </td></tr> </table>											円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

④①の方が生計を同じくし養っている親族（令和2年12月31日時点で扶養を行っている者）の氏名をご記入ください。【☆】

No.	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
	1	
2		
3		

No.	フリガナ 氏名	該当する場合は○ 70歳以上（配偶者以外） の親族
	4	
5		
6		

（次ページに続きます）

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

【要件チェック】		
i	左側で選択した基準額	円
ii	④の○の数×60,000円 (○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	円
収入基準額 (i + ii)		円
		V
年間収入額 (③)		円

→【要件】③の年間収入額が収入基準額を下回っていること。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額の分かる書類(課税証明書や年金額改定通知書等)を提出しています。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得額の申立書 【公的年金給付等受給者】

○「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の【要件】又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てしたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名	属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入額の申立書（申請者本人用）」の②又は「簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）」の③の金額をご記入ください。	
年間収入額	円

控除等

B Aの年間収入額のうち、養育費に係る控除の額（前々年分）	
養育費を記入した方	円 ※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。

C Aの年間収入額のうち、給与収入に係る給与所得控除の額（前々年分）	
給与収入を記入した方	円 ※前々年（令和2年1月～令和2年12月）の控除額をご記入ください。

D Aの年間収入額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の額（前々年分）	
事業収入又は不動産収入を記入した方	円 ※前々年（令和2年1月～令和2年12月）の経費をご記入ください。 ※帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。

E Aの年間収入額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の額（前々年分）			
年金収入を記入した方	円 ※下記の表より控除額を確認し、ご記入ください。		
公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が130万円以下の方 → 70万円
		②	130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円
		③	410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
65歳以上		①Aの額のうち年金収入（課税年金収入と非課税年金収入の合計）	分が330万円以下の方 → 120万円
		②	330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円
		③	410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除				
控除名	a	円	e	円
()	b	円	f	円
()	c	円	g	円
()	d	円	h	円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)		円		

※令和2年の課税証明書に記載のある、以下の控除の金額をご記入ください。

- ・雑損控除【記載額】
- ・医療費控除【記載額】
- ・小規模企業共済等掛金控除【記載額】
- ・障害者控除【27万円】
- ・特別障害者控除【40万円】
- ・寡婦控除（児童の母の場合を除く）【27万円】
- ・ひとり親控除（児童の父母の場合を除く）【35万円】
- ・勤労学生控除【27万円】

その他、肉用牛の売却による事業所得がある場合や、純損失の繰越控除などがある場合にもご記入いただけます。

なお、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寄附金控除、配偶者控除、扶養控除、基礎控除については記載できません。

※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番又は控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額	
	円 ※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。

H 各控除等の控除後の所得額 A - (B + C + D + E + F + G)	
年間所得額	円

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たしますので、Iを記載は不要です。

(次ページに続きます)

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の◎の数×150,000円 _____ 円

iii ☆の○の数×100,000円 _____ 円

所得基準額 (i + ii + iii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

i (2) で選択した基準額 _____ 円

ii ☆の○の数×60,000円 _____ 円

(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)

所得基準額 (i + ii) _____ 円

V

年間所得額 (表面のH) _____ 円

→ 【所得要件】 Hの年間所得額が所得基準額より低いこと

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)

給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な収入見込額の申立書 (申請者本人用) 【家計急変者】

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者と生計を同じくする扶養義務者などがある場合は、その方の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

- ※申請者又は申請者と生計を同じくする以下の方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。
 - ・ 申請者の配偶者
 - ・ 申請者の父母、祖父母、子、孫などの直系血族又は兄弟姉妹
- (※)申請者本人が児童の父又は母の場合は、これらの方が申請者と同居していることが原則となります。
- ※上記の申請者の生活を経済的に支えている方がいる場合には、「簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用)」も併せて提出ください。

②申請者の令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月										注意事項	
収入内訳	養育費【A】									円	※養育費の支給を受けている場合にご記入ください。
	給与収入【B】									円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【C】									円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金相当収入【D】 (a-b)									円	※年金収入【a】-児童扶養手当相当額【b】で計算した額をご記入ください。
	年金収入【a】									円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
	児童扶養手当相当額【b】									円	※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等を有する場合、児童扶養手当相当額早見表を確認いただき、該当する金額をご記入ください。
収入合計額【A+B+C+D】										円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

※児童扶養手当相当額早見表(月額)

申請日時点での児童数	支給額(月額)
児童0人	0円
児童1人	10,160円
児童2人	15,250円
児童3人	18,300円
児童4人	21,350円

※5人以上いる場合は、1人増えるごとに3,050円(月額)を加算してください。

×12

③の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額										円
---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

→扶養親族が1人の場合には、③が365万円未満であれば【要件2】を満たすため、④の記載は不要です。

(次ページに続きます)

④要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のフローチャートにより、収入基準を選択してください。



(2) 申請者が生計を同じくし養っている親族又は養っている親族以外の児童の氏名をご記入ください。【☆】

収入基準Aの方			
フリガナ	氏名	該当する場合は◎又は○	
		16歳以上23歳未満の親族 (◎)	70歳以上の親族、配偶者 (○)
1			
2			
3			
4			
5			

収入基準Bの方		
フリガナ	氏名	該当する場合は○
		70歳以上（配偶者以外）の親族
1		
2		
3		
4		
5		

(3) (2) でご記入いただいた方の人数にチェックをしてください。

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,114,000円
	1人	3,650,000円
	2人	4,125,000円
	3人	4,600,000円
	4人	5,075,000円
	5人	5,550,000円
	人	円

(2) の人数にチェックしてください。		収入基準額
✓	人数	
	0人	3,725,000円
	1人	4,200,000円
	2人	4,675,000円
	3人	5,150,000円
	4人	5,625,000円
	5人	6,100,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

(4) 要件に該当するかの計算を行ってください。

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の◎の数×150,000円	円
iii (2) の○の数×100,000円	円
収入基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間収入見込額 (表面の③)	円

i (3) で選択した基準額	円
ii (2) の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
収入基準額 (i + ii)	円
	V
年間収入見込額 (表面の③)	円

→ 【要件2】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類 (給与明細書や年金額改定通知書等) を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

簡易な収入見込額の申立書(扶養義務者等用) 【家計急変者】

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)申請書(請求書)」、
「簡易な収入見込額の申立書(申請者本人用)」と一緒に提出してください。
○下記にある【要件】を満たす場合に支給の対象となります。
※申請者本人の年間収入見込額も勘案して支給を決定します。

①申請者の生活を経済的に支えている方の属性にチェック(☑)の上、名前をご記入ください。

父母 祖父母 子 孫 曾祖父母 曾孫 兄弟姉妹 配偶者

氏名	
----	--

②令和2年2月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

		令和__年__月											円	注意事項		
収入内訳	給与収入 【a】														円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入 【b】														円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入 【c】														円	※公的年金収入がある場合にご記入ください。 ※遺族年金・障害年金などの非課税の年金等も含まれます。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額 【a + b + c】															円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※上記以外の収入については記載不要です。

×12

③②の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																

④①の方が生計を同じくし養っている親族の氏名をご記入ください。【☆】

	フリガナ		該当する場合は○			フリガナ		該当する場合は○	
	氏名	氏名	70歳以上(配偶者以外)の親族			氏名	氏名	70歳以上(配偶者以外)の親族	
1					4				
2					5				
3					6				

⑤④でご記入いただいた人数にチェックをしていただき、要件に該当するかの計算を行ってください。

④の人数にチェックしてください。		基準額	【要件チェック】	
✓	人数		i	左側で選択した基準額 _____ 円
	0人	3,725,000円	ii	④の○の数×60,000円 _____ 円
	1人	4,200,000円	(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
	2人	4,675,000円	収入基準額 (i + ii) _____ 円	
	3人	5,150,000円	V	
	4人	5,625,000円	年間収入見込額 (③) _____ 円	
	5人	6,100,000円		
	人	円		

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに475,000円を加算した金額をご記入ください。

→【要件】③の年間収入見込額が収入基準額より低いこと。

※【要件】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(ピンク色)の要件を満たすことにより支給の対象となります。

(次ページに続きます。)

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

○「簡易な収入見込額の申立書（申請者本人用）」の【要件2】又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の【要件】を満たさなくても、以下の【所得要件】を満たせば支給の対象となります。

★所得で申し立てたい方の氏名を記載の上、その方の申請者からみた属性にチェック（☑）してください。

氏名		属性	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 曾祖父母 <input type="checkbox"/> 曾孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 配偶者
----	--	----	---

以下、上記の氏名の方についての必要な情報をご記入してください。

A 「簡易な収入見込額の申立書」又は「簡易な収入見込額の申立書（扶養義務者等用）」の③欄の金額をご記入ください。

年間収入見込額		円
---------	--	---

控除等

B Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

養育費を記入した方		円	※養育費の20%の金額をご記入ください。 ※1円未満の端数が生じる場合は四捨五入してください。
-----------	--	---	--

C Aの年間収入見込額のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額（12か月分）

給与収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
------------	--	---	-------------------------

給与所得控除	①Aの額のうち給与収入分が65万円未満 → 給与収入分の全額 ②Aの額のうち給与収入分が65万円超162.5万円以下 → 65万円 ③Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% ④Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+18万円 ⑤Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+54万円
--------	--

D Aの年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）

事業収入又は不動産収入を記入した方		円	※Aを算出するための任意の1か月の事業収入又は不動産収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。 ※帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。
-------------------	--	---	---

E Aの年間収入見込額のうち、公的年金等収入に係る公的年金等控除の見込額（12か月分）

年金収入を記入した方		円	※以下により控除額を計算の上、ご記入ください。
------------	--	---	-------------------------

公的年金等控除	65歳未満	①Aの額のうち年金収入分が130万円以下の方 → 70万円 ② " 130万円超410万円以下の方 → 公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → 公的年金等収入分×15%+78.5万円
	65歳以上	①Aの額のうち年金収入分が330万円以下の方 → 120万円 ② " 330万円超410万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×25%+37.5万円 ③ " 410万円超770万円以下の方 → Aの額のうち公的年金等収入分×15%+78.5万円

F その他の控除

(控除名)	a		円	e		円
(控除名)	b		円	f		円
(控除名)	c		円	g		円
(控除名)	d		円	h		円
その他控除額合計 (a + b + c + d + e + f + g + h)			円			

※別添の「控除対象一覧表」のうち、当てはまるものの項番又は控除名をご記入ください。
 ※控除が4つ以上ある場合は、一つの控除名の欄に、2つの項番又は控除名をご記入ください。

G 社会保険料相当額

			8	0	0	0	0	円	※一律に8万円の控除となるため、記載不要です。
--	--	--	---	---	---	---	---	---	-------------------------

H 各控除等の控除後の年間所得見込額 $A - (B + C + D + E + F + G)$

年間所得見込額		円
---------	--	---

→扶養親族が1人の場合には、Hが230万円未満であれば【所得要件】を満たすため、Iの記載は不要です。

（次ページに続きます）

I 要件に該当するか確認してください。

(1) 以下のどちらか当てはまる方を選択してください。

「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用)
収入基準Aの方

その他の方

(2) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】と同じ人数にチェックしてください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	1,920,000円
	1人	2,300,000円
	2人	2,680,000円
	3人	3,060,000円
	4人	3,440,000円
	5人	3,820,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

チェックしてください。		基準額
✓	人数	
	0人	2,360,000円
	1人	2,740,000円
	2人	3,120,000円
	3人	3,500,000円
	4人	3,880,000円
	5人	4,260,000円
	人	円

※6人以上いる場合は、1人増えるごとに380,000円を加算した金額をご記入ください。

(3) 「簡易な収入見込額の申立書」(申請者本人用又は扶養義務者等用)【☆】を用いて計算を行ってください。

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の◎の数×150,000円	円
iii ☆の○の数×100,000円	円
所得基準額 (i + ii + iii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

i (2) で選択した基準額	円
ii ☆の○の数×60,000円	円
(○以外の氏名がない場合は、○の数を1つ減らして計算)	
所得基準額 (i + ii)	円
	V
年間所得見込額 (表面のH)	円

→ **【所得要件】Hの年間所得見込額が所得基準額より低いこと**

【確認事項】 (各項目のチェック欄 (□) に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

【所得要件】に該当します。 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。
(前ページのD欄を記入した場合のみ)

今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が所得基準額を上回ることが明らかであるものではありません。

給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な扶養義務者の住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

扶養義務者氏名

(別添) 控除対象一覧表

控除できるもの

項番	控除名	控除対象者	控除できる場合	控除額
①	雑損控除	生活災害、盗難、横領にあった方(生活を同じくする親族でも可)	令和3年中に申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする親族の方の住宅や家財などが災害、盗難又は横領により損失した場合、その取り壊し費用や除去費用、原状回復費用などがあれば控除できます(保険金で補填される金額は対象外です。)	支払額 (見込含む)
②	医療費控除	医療にかかっている方(生活を同じくする親族でも可)	令和3年中に申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする親族の方が医療費を支払った場合に、その医療費について控除できます(保険金で補填される金額は対象外です。)	支払額 (見込含む)
③	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業経営者、個人事業主で一定の掛金を払っている方やiDeCoに加入の方	令和3年中に申立書に記載のある方が、小規模企業の経営者などのための退職金制度である小規模共済掛金、企業型確定拠出年金での加入者掛金、個人型確定拠出年金(iDeCo)などの掛金を支払った場合に、その掛金について控除できます。	支払額 (見込含む)
④	障害者控除	障害をお持ちの方や障害をお持ちの方と一緒に生活している方	申請時点において、申立書に記載のある方又はその方と生活を同じくする配偶者や養っている親族が、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているなどの一定の障害がある場合に控除できます。	27万円
⑤	特別障害者控除	重い障害をお持ちの方や重い障害をお持ちの方と一緒に生活をしている方	④のうち一定の障害のある方が精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級と記載されている、身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されているなど、一定の障害の程度である場合は④の27万円ではなく、40万円の控除となります。	40万円
⑥	寡婦控除	ひとり親の方(児童の母以外)	申請時点において、申立書に記載のある方(母を除く)のうち、寡婦である場合に控除できます。	27万円
⑦	ひとり親控除	ひとり親の方(児童の父又は母以外)	申請時点において、申立書に記載のある方(父、母を除く)が、ひとり親である場合に控除できます。	35万円
⑧	勤労学生控除	働きながら学校に通っている方	申請時点において、申立書に記載のある方が、働きながら学校に通っている場合に控除できます。	27万円
⑨	肉用牛の売却による事業所得	農業を営み、肉用牛を特定の市場で売却している方	令和3年中に申立書に記載のある方が農業を営んでおり、肉用牛のうち一定のものを特定の市場で売却した場合に控除できます。	支払額 (見込含む)

※上記の「控除名」の他にも、純損失の繰越控除(個人事業主で青色申告を行っている方)、雑損失の繰越控除(昨年以前に雑損控除を行っていた方)などができる場合があります。

綾部市告示第 1 4 5 号

令和 4 年度綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように定める。

令和 4 年 6 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和 4 年度綾部市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第 1 条 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世代の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得の子育て世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えている。新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得の子育て世帯の家計は悪化している。このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて損害を受けた低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和 4 年 5 月 2 4 日付子発 0 5 2 4 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知）別紙支給要領に基づき、必要な事項を定める。

（支給要件）

第 2 条 綾部市（以下「市」という。）は、前条の目的を達成するため、この要綱の定めるところにより、令和 4 年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を、次条第 2 項に規定する対象児童（本給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、次の各号のすべてに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。

（1）次に掲げる養育要件のいずれかに該当する者

- ア 児童手当受給者 令和 4 年 4 月分の児童手当（児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）による児童手当（同法附則第 2 条第 1 項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者
- イ 特別児童扶養手当受給者 令和 4 年 4 月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 3 9 年法律第 1 3 4 号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者
- ウ 新規児童手当受給者 令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第 9 条第 1 項の

規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者

エ 新規特別児童扶養手当受給者 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者

オ 高校生等を養育する者 アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有するもの又は同年4月1日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

カ 政令で定める額以上の収入がある養育者 アからエまでのいずれかに該当する者以外の者のうち、児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第7条に規定する額以上の収入があり、平成19年4月2日以降に出生した児童を養育する者であって、令和4年3月31日において日本国内に住所を有する者又は同年4月1日以降に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者

(2) 次に掲げる所得要件のいずれかに該当する者

ア 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和4年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

イ 令和4年1月以降の家計急変者 アに該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（当該者の1年間の収入見込額（令和4年1月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が、市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、本給付金が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、本給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る本給付金の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

<p>児童手当等受給・非課税者（支給対象者のうち、前項第1号ア又はイに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者（同項第1号アに該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>令和4年4月1日以後に死亡した場合</p>
<p>新規児童手当等受給・非課税者（支給対象者のうち、前項第1号ウ又はエに該当し、かつ、同項第2号アに該当する者</p>	<p>支給要件に該当することが確認され</p>

(同項第1号ウに該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。)をいう。以下同じ。)	た日の翌日以後に死亡した場合
その他の支給対象者(支給対象者のうち、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者をいう。以下同じ。)	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者には、本給付金を支給しない。

(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(本給付金の支給額等)

第3条 本給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、5万円とする。

2 本給付金の対象児童は、平成16年4月2日(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童(日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。)とする。

3 既に支給の決定がされている令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)(以下「ひとり親世帯給付金」という。)又は本給付金の算定の基礎とされた児童は、対象児童から除かれるものとする。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童から除かれるものとする。

(支給を実施する支給対象者の範囲)

第4条 市長は、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合、当該者への本給付金の支給を実施する。

児童手当等受給・非課税者	市長が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市長が同月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
新規児童手当等受給・非課税者	市長が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合又は市長が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別

	児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
その他の支給対象者	申請時点で市に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

第5条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、本給付金の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、本給付金の支給を決定する。支給対象者は、支給を希望しない場合、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）により届出を行う。

2 市長は、前項の支給の決定がされた後、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに支給対象者に対し、本給付金を支給する。この場合、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(3) 指定口座振込方式 前項の支給決定までに、支給対象者が令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号。以下「給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書」という。）を提出し、市長が当該届出を受けた指定口座に振り込む方式

(4) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、支給対象者が給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書を提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第6条 申請による本給付金の支給に係る申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者等への支給の申請については、令和5年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第7条 申請により本給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」という。）により申請を行う。市長は、審査をした上で、本給付金の支給を決定する。

2 申請者による申請及びこれに基づく市長による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請口座振込方式 申請者が給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を郵送により提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (2) 窓口申請口座振込方式 申請者が給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を市の窓口に提出し、市長が申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式
 - (3) 窓口交付方式 申請者が給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を郵送により、又は市の窓口において提出し、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本並びに簡易な収入見込額の申立書（様式第4号）又は簡易な所得見込額の申立書（様式第5号）及び給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第2条の要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、第1項の規定による申請の際、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第8条 代理により第7条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

（申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、第7条第1項の規定により提出された給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該申請者に対し、同条第2項各号に掲げる方式により本給付金を支給する。

（本給付金の支給等に関する周知）

第10条 市長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び支給対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第6条第2項の申請期限までに第7条第1項の申請が行われなかった場合、当該本給付金の支給対象者が本給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第5条第1項の規定による支給決定を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給決定までに指定口座の変更を届け出ている場合にあつては、当該届出をした指定口座とする。）に本給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座解約・変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、本件契約は解除される。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうちその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、本給付金の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、本給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った本給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 1 3 条 本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 1 4 条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 1 3 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) 受給拒否の届出書

綾部市
受付印

綾部市長 様

- 1, 私は、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2, 本届出により、「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

令和 年 月 日

届出者住所 _____

届出者氏名 _____

届出者連絡先 () _____

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと）、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

様式第2号(第5条関係)

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援
特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給市区町村

綾部市長 様

綾部市
受付印

1. 届出者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()

※下欄の事項に誓約・同意の上、届出します。

2. 新規振込先指定口座(児童手当、特別児童扶養手当を受給しているご本人名義の口座に限ります。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1.の届出者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支 店 名	分 類	口 座 番 号 (右詰めでお書きください。)	口 座 名 義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		※「1.届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がつかない方等、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみとなります。本人確認資料を裏面に添付してください。

【誓約・同意事項】(チェック欄(□)に『✓』を入れてください。)

綾部市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、綾部市が届出者に連絡・確認できない場合に、令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。

提出書類

『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(※「2. 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

様式第3号(第7条関係)

令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(ひとり親世帯以外分) 申請書(請求書)

支給市区町村(※申請時点の居住市区町村)

綾部市長 様

綾部市
受付印

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男・女	S・H 年 月 日	電話 ()
令和4年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)	令和4年3月31日 時点の住所 (現住所と異なる場合)		申請者の個人番号(マイナンバー) (12桁)
配 偶 者 等 氏 名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	配偶者等の個人番号(マイナンバー) (12桁)
	同居・別居		

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所、マイナンバーを別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	① 児童手当対象児童を養育【公務員以外】
<input type="checkbox"/>	① " 【公務員】
<input type="checkbox"/>	② 特別児童扶養手当対象児童を養育
<input type="checkbox"/>	③ 中学校修了後(15歳年度末)～ 18歳年度末までの児童を養育

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和4年度分の市町村民税均等割が 非課税
<input type="checkbox"/>	② 家計急変

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、令和4年3月31日時点の状況を表Aに記入してください。

ただし、以下の場合は、それぞれの時点の状況を記入してください。

- ① 4月以降に新たに児童手当・特別児童扶養手当の支給対象となった児童については、児童手当等の認定請求時点の状況
- ② その他、4月1日以降に本給付金の支給要件を満たすこととなった児童については、申請時点の状況
- ③ 家計急変の場合は申請時点の状況

また、既に給付金(「ひとり親世帯分」又は「ひとり親世帯以外分」)を受給したことがある場合は、表Bにその対象となった児童の氏名を記入してください。

(次ページに続きます。)

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係	児手対象児童(申請含む)	特児扶対象児童(申請含む)	R4.3.31時点以外の状況(上記①②③に該当)を記載
	氏名	氏名										
1					H・R 月 年 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
2					H・R 月 年 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
3					H・R 月 年 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
4					H・R 月 年 日	同居・別居		有・無	同一・維持			
5					H・R 月 年 日	同居・別居		有・無	同一・維持			

- ※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。
 ①父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)
 ②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
 ③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)
 ④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類
- ※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。
 2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。
- ※「児手対象児童(含申請中)」、「特児扶対象児童(含申請中)」欄は、対象児童が児童手当、特児扶の支給対象者である(含申請中)場合に○を記入してください。
 ※「R4.3.31時点以外の状況(上記①②③に該当)」欄は、4/1以降に出生した児童や新たに養子等となった児童、家計急変の場合など、3/31以外の状況を記載している場合に○を記入してください。

表B 重複支給の確認等のため、既に給付金を受給している場合は、給付金の対象となった児童の氏名を記入してください。
(以下の児童については、今回の給付金の支給対象とはなりません)

氏名	氏名	氏名
1	2	3

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

- ※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。
 ※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を記入して、必要事項を記入してください。
 (注)申請時点で居住している自治体より児童手当、特別児童扶養手当を受給している方(申請中の方)は記入不要です。

ア 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通		※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
	支店コード	2当座		

- ※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

イ 窓口での現金支給を希望

- ※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

(次ページに続きます。)

(公務員の方のみ) ※この欄は、所属庁が記入しますので、申請・請求者は記入しないでください。

公務員児童手当受給状況証明欄

証明欄 附番

上記の申請・請求者は、上記(3. 表A) 人の対象児童に係る

であることについて証明します。

令和 年 月 日

証明者

証明事務担当
 担当課(室)・担当係
 電話番号

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れてください。

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)(以下「給付金(ひとり親世帯以外分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件の該当性等を審査等するため、綾部市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、綾部市において支給決定をした後は、給付金(ひとり親世帯以外分)の請求書として取り扱います。
- 綾部市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに、綾部市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(ひとり親世帯以外分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(ひとり親世帯以外分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します。
- 同一児童について給付金(ひとり親世帯分)又は給付金(ひとり親世帯以外分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(ひとり親世帯以外分)を返還します)。

提出書類

- 『令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)』(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の運転免許証、健康保険証(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングを施すこと)、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』
※申請・請求者の世帯の状況を確認できる戸籍謄本、住民票等の写し(コピー)をご用意ください。
※表Aの児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類をご用意ください。)
- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』 (※「5. 受取方法」で「ア」を選択した場合に限る。)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入見込額の申立書』(別紙様式第4号)又は『簡易な所得見込額の申立書』(別紙様式第5号)
※支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。

簡易な収入見込額の申立書

【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。
 ※申請者(③-1、③-2で所得が高い方)が新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月												円	注意事項	
収入	給与収入【A】													※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】													※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】													※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】														※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
 ※上記以外の収入については記入不要です。



③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(申請者) 円

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和 年 月 (※基本的に②-1申請者と同じ「年月」としてください)												円	注意事項	
収入	給与収入【A】													※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】													※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】													※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】														※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
 ※上記以外の収入については記入不要です。



③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(配偶者等) 円

④ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について限度額を記入してください。

非課税相当収入限度額 円

※ ③-1(申請者)の年間収入見込額が③-2(配偶者等)より高いことを確認して、申請者について非課税相当収入限度額を記入してください。
 ※ 限度額は、下の早見表から、申請者の申請時点の「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。
 ※ 申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税収入限度額は204.3万円としてください。
 ※ 給与収入、事業収入等、いずれの収入についても以下の早見表を利用してください。

<早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	168.0万円
4人 (例) 夫婦子2人	209.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	249.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	289.7万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
 ・申請者本人
 ・同一生計配偶者(前年の収入金額103万円以下の者)
 ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

→【要件2】申請者について、③-1 年間収入見込額が ④非課税相当収入限度額以下であること。
 ※表面の【要件2】を満たさない場合でも、「簡易な所得見込額申立書」(水色)の要件を満たすことにより支給の対象となる場合があります。

【確認事項】（各項目のチェック欄（□）に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。）

- 【要件】に該当します。
 収入額が分かる書類（給与明細書や年金額改定通知書等）を提出しています。
（注）収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入見込額が収入基準額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 本申立の内容に相違ありません。
 令和 年 月 日
 申請者氏名
配偶者等氏名

簡易な所得見込額の申立書 【家計急変者】

ひとり親世帯以外用

- 「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)申請書(請求書)」と一緒に提出ください。
- 下記にある【要件1】及び【要件2】の両方を満たす場合に支給の対象となります。

① 下記にチェック (☑) してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

→【要件1】①にチェックが入っていること。

※申請者(5)で所得が高い方が新型コロナウイルス感染拡大の影響で、収入が減少した場合にチェックしてください。

②-1 申請者の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月												円	注意事項	
収入	給与収入【A】												円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】												円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】												円	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】													円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-1 申請者の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(申請者) 円

②-2 配偶者等の令和4年1月以降の任意の月の収入(1か月)の内訳及びその合計額をご記入ください。

令和__年__月(基本的に②-1申請者と同じ「年月」としてください)												円	注意事項	
収入	給与収入【A】												円	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	事業収入又は不動産収入【B】												円	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
	年金収入【C】												円	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。
収入合計額【A+B+C】													円	※青枠の収入額の合計額をご記入ください。

※複数の職に就いている方は、全ての収入について記入してください。
※上記以外の収入については記載不要です。



③-2 配偶者等の収入合計額を12倍した金額をご記入ください。

年間収入見込額(配偶者等) 円

(参考: 非課税相当収入限度額)
<早見表>

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	137.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	168.0万円
4人 (例) 夫婦子2人	209.7万円
5人 (例) 夫婦子3人	249.7万円
6人 (例) 夫婦子4人	289.7万円

(注)世帯人数は、以下の合計人数です。
 ・申請者本人
 ・同一生計配偶者(前年の収入金額103万円以下の者)
 ・扶養親族(16歳未満の者も含む)

(次ページに続きます)

④【要件2】に該当するか確認してください。

以下のフローチャートにより、要件2を確認してください。

(1) 申請者及び配偶者等それぞれの③-1、③-2の年間収入見込額をご記入ください。

収入	(申請者) 収入額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 収入額	<input type="text"/>	円														
----	-----------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

(2) (1) 年間収入見込額のうち、給与収入にかかる給与所得控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 給与所得控除額	<input type="text"/>	円														
----	---------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

給与所得控除

※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 44万円

(3) (1) 年間収入見込額のうち、事業収入、不動産収入にかかる必要経費の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 事業収入等の経費	<input type="text"/>	円														
----	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	-----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

事業収入等の経費

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ②帳簿等の上記の経費が分かる書類をご提出ください。

(4) (1) 年間収入見込額のうち、公的年金等収入にかかる公的年金等控除の見込額(12か月分)をご記入ください。

控除	(申請者) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 公的年金等控除	<input type="text"/>	円														
----	---------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

公的年金等控除

※右の算定式より控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 + 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円

(5) 年間所得見込額を計算の上、ご記入ください。(5) = (1) - ((2) + (3) + (4))

所得見込	(申請者) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円	(配偶者等) 年間所得見込額	<input type="text"/>	円														
------	---------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

(6) 申請者の方が(5)の金額が高いことを確認し、申請者の申請時点の世帯状況に応じた非課税所得限度額をご記入ください。

非課税相当額	(申請者) 非課税所得限度額	<input type="text"/>	円							
--------	----------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	---

※「申請者」と「配偶者等」の(5)年間所得見込額を比べ、申請者の方が高いことを確認してください。また、申請者について非課税所得限度額を記入してください。

※限度額は右の早見表から、申請時点の申請者についての「世帯の人数」にあてはまる金額を記入してください。

※世帯人数は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

※申請者が申請時点で、障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合は、非課税所得限度額は135万円としてください。

<早見表>

世帯の人数	非課税所得限度額
2人 (例) 夫(婦)子1人	82.8万円
3人 (例) 夫婦子1人	110.8万円
4人 (例) 夫婦子2人	138.8万円
5人 (例) 夫婦子3人	166.8万円
6人 (例) 夫婦子4人	194.8万円

→【要件2】申請者(所得が高い方)の(5)年間所得見込額が(6)非課税所得限度額以下であること。

【確認事項】(各項目のチェック欄(□)に『✓』を入れていただき、氏名をご記入ください。)

- 【所得要件】に該当します。 収入額が分かる書類(給与明細書や年金額改定通知書等)を提出しています。(注)収入が0円の場合は、別途、自身の収入の状況等の詳細について記載した申立書の提出を求める場合があります。
- 控除額が分かる書類(帳簿等)を提出しています。(前ページの【B】欄に記入した場合のみ)
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時の収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の所得見込額が非課税所得限度額を上回ることが明らかであるものではありません。
- 給付金の支給要件の該当性を審査等するため、綾部市が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。

令和 年 月 日

申請者氏名

配偶者等氏名

綾部市告示第 1 4 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和 4 年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第147号

地縁による団体「光野自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

令和4年6月22日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市光野町イガミ18番地 久 保 等 に変更する

2 変更の年月日

令和4年2月20日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第148号

綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱（平成28年綾部市告示第17号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

綾部市長 山崎善也

第5条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 受講開始時給付金(対象講座の受講を開始した際に支給するものをいう。以下同じ。)

第6条第1項第1号中「受講修了時給付金」を「受講開始時給付金」に、「受講に」を「受講開始に」に、「の合計額に10分の2を乗じて得た額とし、10万円を限度」を「に10分の3を乗じて得た額」に改め、同号ただし書中「4千円を超えない場合は、受講修了時給付金」を「7万5千円を超える場合の支給額は7万5千円とし、4千円を超えない場合は受講開始時給付金」に改め、同項第2号ただし書中「ただし、」の次に「受講開始時給付金と」を加え、「は、15万円から受講修了時給付金の額を差し引いた額」を「、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は15万円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 受講修了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の4を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額とする。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計額が10万円を超える場合、受講開始時給付金と受講修了時給付金の支給額の合計は10万円とし、4千円を超えない場合は、受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

第9条の見出しを「(受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給申請)」に改め、同条第1項中「対象講座を修了したときは、対象講座を修了した日」を「対象講座を受講開始し、又は修了したときは、対象講座を受講開始した日又は修了した日」に改める。

第10条の見出しを「(受講開始時給付金及び受講修了時給付金の支給決定等)」に改める。

様式第1号(裏面)を次のように改める。

(裏面)

(注意)

- 1 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学金及び受講料（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じ。）です。
- 2 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用に10分の3を乗じて得た額とします。受講終了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の4を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に10分の4を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の合計額が15万円を超える場合、受講開始時給付金、受講終了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は15万円とします。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認した内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、標準的な金額であり、受講終了後に受講施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。
- 6 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 7 本事業の給付金の支給を受ける際には、改めて「綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書（様式第3号）」に添付書類を添えて支給申請手続を行うことが必要です。
- 8 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻（※）によらないで母又は父となり、現に婚姻（※）をしていない。（（※）民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。）
- 9 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

- 1 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
- 2 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）又は申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）
- 3 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。）であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
- 4 その他市長が必要と認める書類

様式第 2 号（裏面）中

「

- 2 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の 2 割相当額（10 万円を限度）です。また、合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の 4 割相当額（受講修了時給付金と併せて 15 万円を限度）です。

」

「

- 2 受講開始時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用に 10 分の 3 を乗じて得た額とします。ただし、当該額が 7 万 5 千円を超える場合の支給額は 7 万 5 千円とし、4 千円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとします。受講修了時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に 10 分の 4 を乗じて得た額から受講開始時給付金として支給した額を差し引いて得た額です。ただし、受講開始時給付金と受講修了時給付金の合計は 10 万円とし、4 千円を超えない場合は、受講修了時給付金の支給は行わないものとします。合格時給付金の額は、対象講座の受講に要した費用の合計額に 10 分の 4 を乗じて得た額とします。ただし、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の合計額が 15 万円を超える場合、受講開始時給付金、受講修了時給付金及び合格時給付金の支給額の合計は 15 万円とします。

」

「付けて」を「添えて」に改める。

様式第 3 号（表面）中

「

受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので、綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。

また、この制度に係る交付要件の確認のため必要なときは、綾部市が私及び私の世帯の所得状況等の個人情報について確認することに同意します。

を

」

「

受講開始時給付金・受講修了時給付金・合格時給付金の支給を受けたいので、綾部市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第 9 条の規定により、下記のとおり申請します。また、この制度に係る交付要件の確認のため必要なときは、綾部市が私及び私の世帯の所得状況等の個人情報について確認することに同意します。

に

」

改め、様式第 3 号（裏面）を次のように改める。

とする。

- (5) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の表の左欄に掲げる者に該当する場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に同表の左欄に掲げる者に対して給付金が支給されている場合には、この限りでない。

<p>児童扶養手当受給者、及び公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者に限る。）であって、令和4年4月1日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の法第4条に定める要件に該当する児童（以下「監護等児童」という。）であった者</p>
<p>公的年金給付等受給者（法第13条の2支給停止者を除く。）であって、令和4年度予備費閣議決定日以後に死亡した者（当該者が、当該者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>
<p>家計急変者であって、給付金（ひとり親世帯分）の申請後、当該者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給が決定される日までの間に死亡した者</p>	<p>左欄に掲げる者の監護等児童であった者</p>

（給付金（ひとり親世帯分）の支給等）

第3条 市長は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金（ひとり親世帯分）の金額は、支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込み等）

第4条 市長は、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）の支給の申込みを行う。

- 2 児童扶養手当受給者は、前項の申込みを受けた際、給付金（ひとり親世帯分）の受給の拒否を届け出ることができる。この場合において、当該拒否の届出は令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）受給拒否の届出書（様式第1号）により行わなければならない。

- 3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童扶養手当受給者に対し、給付金（ひとり親世帯分）を支給する。ただし、前項の届出があったときは、この限りではない。

（児童扶養手当受給者に対する給付金（ひとり親世帯分）の支給の方式）

(裏面)

(注意)

- 1 受講修了時給付金の支給申請期間は、受講修了日から起算して30日以内です。
- 2 合格時給付金の支給申請期間は、合格証書に記載されている日付から起算して40日以内です。
- 3 合格時給付金の支給申請における所要費用については、受講修了時給付金の算定基礎となった入学金及び受講料を記入してください。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 「申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
 - (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
 - (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。(※)民法(明治29年法律第89号)上の婚姻をいう。)
- 6 「児童扶養手当の受給の証明」欄は、市の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

(添付書類)

- 1 受講開始時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 受講施設の長が、その施設の認定基準に基づいて、受講者の受講の開始を許可する受講開始証明書
 - (4) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 受講修了時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
 - (4) 受講施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の受講の修了を認定する受講修了証明書
 - (5) 受講施設の長が、受講者本人が支払った経費について発行した領収書
 - (6) その他市長が必要と認める書類
- 3 合格時給付金の場合
 - (1) 申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本
 - (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し(当該申請者が児童扶養手当受給者の場合)又は申請者の前年(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。)の証明書(同法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。)
 - (3) 申請者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第2項第3号に規定する所得割の納税義務者に該当する者をいう。)であるときは、当該ひとり親家庭の親の子の戸籍謄本及び当該ひとり親家庭の親と生計を一にする子の前年の所得の額(1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。)を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類
 - (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

附 則

この告示は、令和4年6月24日から施行する。

綾部市告示第149号

綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和3年綾部市告示第151号）の一部を次のように改正する。

令和4年6月30日

綾部市長 山 崎 善 也

第7条第2項中「令和4年6月30日」を「令和4年8月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和4年6月30日から施行する。

綾部市告示第150号

綾部市営駐車場（綾部駅南駐車場及び綾部駅北駐車場）に係る指定代理納付者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和57年4月1日綾部市規則第2号）第33条第2項の規定に基づき告示する。

令和4年7月1日

綾部市長 山崎善也

1 指定代理者納付者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5丁目1番22号

名 称	所 在 地
三井住友カード株式会社	大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号

2 歳入の種類

駐車場使用料

3 指定日

令和4年7月1日

綾部市公告第 3 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 3 9 号

令和 4 年 5 月 1 6 日に綾部市公告第 2 6 号で公告を行った下記の工事について、入札公告の一部を下記のとおり変更します。

令和 4 年 6 月 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 4 1 0 号
- (2) 工 事 名 綾部市里山交流研修センター整備工事（建築本体工事）
- (3) 工事場所 綾部市鍛冶屋町
- (4) 工事内容 本工事は、綾部市里山交流研修センター本館の新築及び幸喜山荘の改修を行うものです。同一敷地内の既存施設を利用しながらの工事であり、施設利用者への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 里山交流研修センター整備 建築面積 4 9 0 m²
他附属建物改修 改修面積 2 8 9 m²
上記に伴う建築工事及び機械設備工事 一式
- (6) 予定工期 令和 4 年 7 月 2 日から
令和 5 年 3 月 2 8 日まで（2 7 0 日間）

2 設計図書等に関する質疑の回答

- ①回答 令和 4 年 6 月 2 日（木）午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

3 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①期間 令和 4 年 6 月 1 0 日（金）午前 9 時から午後 6 時まで
令和 4 年 6 月 1 3 日（月）午前 9 時から午後 2 時まで
ただし、紙入札者の提出は6 月 1 0 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までと、6 月 1 3 日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 2 時までとします。

(2) 開札の日時

令和 4 年 6 月 1 4 日（火）午前 1 1 時 1 0 分

4 変更理由及び箇所

質疑回答書に不備が確認されたため、上記下線日時の変更を行う。

綾部市公告第40号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和4年6月3日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第41号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定により、所有者の判明しない猫の収容について通知を受けたので、次のとおり公告する。

令和4年6月10日

綾部市長 山崎善也

- 1 捕獲日時 令和4年6月10日 午後3時
- 2 捕獲場所 綾部市宮代町地内
- 3 動物種 猫
- 4 毛 色 茶、黒（キジ）
- 5 体 格 中
- 6 性 別 雄
- 7 その他 多色幾何学模様の布製首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（令和4年6月15日）までに引取りのないときは、処分されます。

（連絡先）京都府中丹東保健所

電話番号0773-75-1156

綾部市公告第42号

大規模改修事業（中学校）、綾部中学校教室棟（西）外壁改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和4年6月13日

綾部市長 山崎善也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第504 28号
- (2) 工 事 名 綾部中学校教室棟（西）外壁改修工事
- (3) 工事場所 綾部市宮代町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、綾部中学校における教室棟の外壁の改修を行うものです。学校敷地内の工事であるため、作業時間、進入路等の制約もあり、生徒への安全確保や環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 外壁塗装改修
改修面積 1,053㎡
- (6) 予定工期 令和4年 7月12日から
令和4年11月 8日まで（120日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和4年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に建築工事のA等級で登録されており、令和4年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を建築工事について受けているものであること。
- (4) 令和4年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、建築工事の総合評点が750点以上であること。
- (5) 建築工事に係る綾部市発注工事で、令和3年1月1日から令和3年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の建築工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の

元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。

- (7) 建築工事に係る技術者を、主任技術者として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、主任技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2(8)を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和4年6月13日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は160円です。

(2) 入札参加申請書の受付

①期間 令和4年6月16日（木）午前9時から午後6時まで

令和4年6月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

(1) 入札通知書及び非指名通知書については、令和4年6月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和4年6月23日（木）から

令和4年6月24日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和4年6月27日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和4年7月1日（金）午前9時から午後6時まで

令和4年7月4日（月）午前9時から午後2時まで

ただし、紙入札者の提出は7月1日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月4日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によ

ること。

(2) 開札の日時

令和4年7月5日(火)午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

(5) 配置予定の現場代理人、主任技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

(6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1
所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1
綾部市役所本庁東 3 階
電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)
FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)
E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

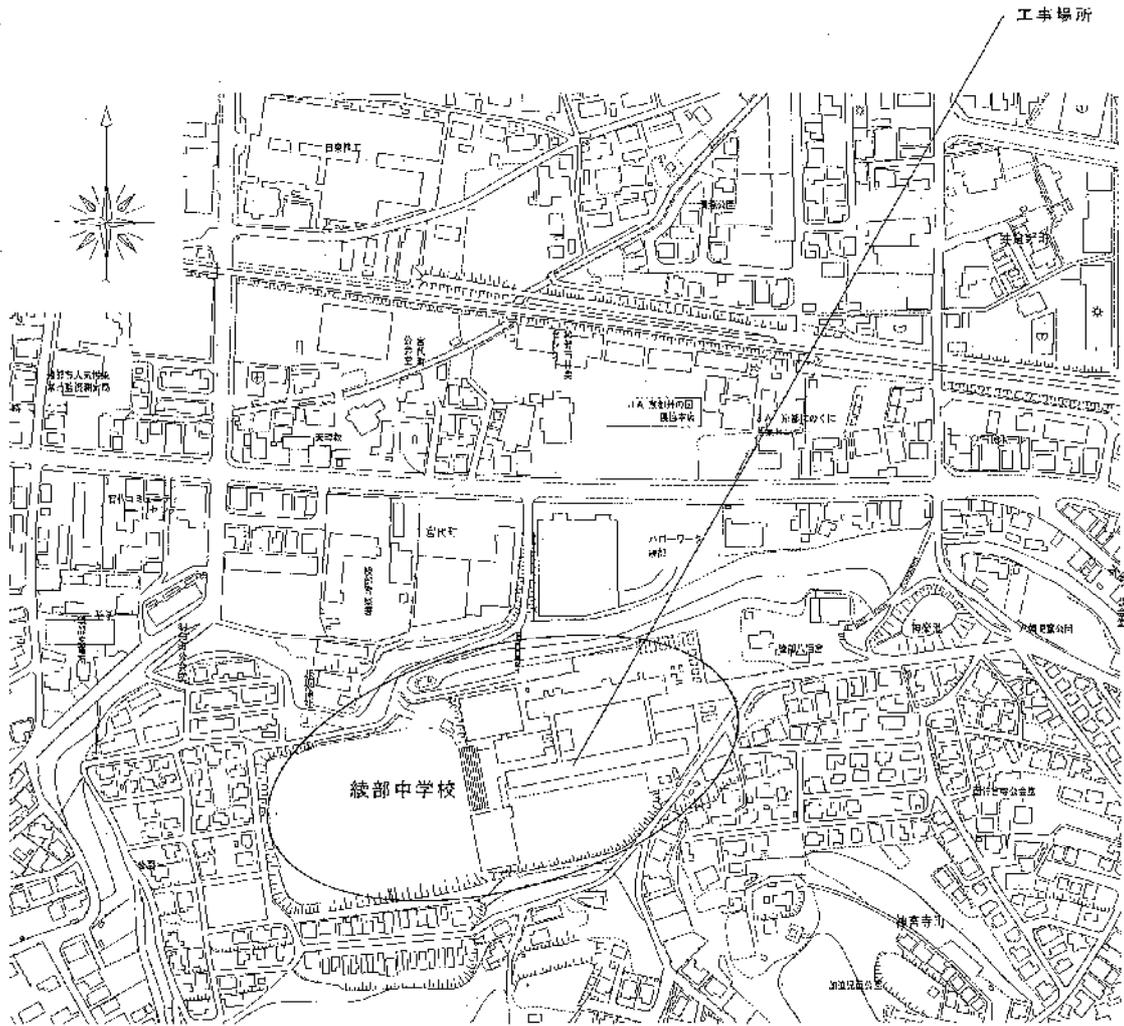
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者の資格

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置

区 分		現 場 代 理 人	主 任 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置



付近見取図 1/3500

綾部中学校教室棟（西）外壁改修工事

綾部市公告第 4 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 4 年 6 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第 4 4 号

市有財産（土地）について、随意契約（先着順）により売却することとしたので公告する。

令和 4 年 6 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 売却する市有財産（土地）

所在地	地目 (登記)	地積 (登記)	売却価格
綾部市上杉町土穴 1 8 番 1	雑種地	2, 6 5 1 m ²	7, 6 5 0, 0 0 0 円

2 申請者の資格等

別紙「市有地売却実施要領（先着順）」に定めるとおり。

市 有 地 売 却
実 施 要 領
(先 着 順)

綾 部 市

目 次

1	先着順売却実施要領	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 1
2	買受申込書(様式1)	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 5
3	誓約書(様式2)	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 6
5	委任状(様式3)	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 7
6	売買契約書(案)	・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 8

※参考添付

物件調書、付近見取図、写真

先着順売却実施要領

令和3年12月16日付け公告第122号の市有地売却の一般競争入札について、入札者がなかったため、先着順による売却を実施します。

買受けを希望する方は、以下の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 物件

所在地	地目	地積（実測）	用途地域	売却価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2,651.23 m ²	指定なし	7,650,000 円

2 申込者の資格等

次のいずれかに該当する方は、申込みすることができません。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

オ 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号に掲げる者

カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員

キ この実施要領を承諾及び順守しない者

ク 綾部市税の滞納がある者

3 申込受付

(1) 受付開始日

令和4年6月16日（木）

※土日祝日、年末年始等の閉庁日を除く午前9時から正午、午後1時から午後5時までに直接持参してください。

※郵送等持参以外による申込みは受付できません。

※申込書類に不備等がある場合は受付できません。

(2) 受付場所

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所 本庁舎東3階 建設部監理課管財担当

(3) 申込受付の中止

申込みの受付は、事前の予告なく中止することがありますので、予めご了承ください。

4 申込方法

買受申込書（様式1）に次の必要書類を添えて、正本及び副本（コピー可）各1部を、受付場所に持参し提出してください。

- ア 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- イ 住民票（法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書）
- ウ 誓約書（様式2）
- エ 綾部市税納税証明書（綾部市に納税義務のある方のみ）
- オ 委任状（様式3）（代理人が申込書を持参する場合のみ）

※印鑑を持参してください。

※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限りません。

※提出した書類は返還できません。

留意事項

- ・申込者本人と売買契約を締結することになります。したがって、所有権移転登記の名義人は申込者となり、中間省略登記には応じません。
- ・共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を申込書に記載し、共有者全員の必要書類を添えてください。

5 現地説明会

開催しませんので申込み前に必ず各自で物件を確認してください。

6 契約予定者の決定

契約予定者は、不備等のない申込書類を最初に提出した方とします。ただし、複数人から同時刻に申込みがあった場合（受付開始時に複数人が受付場所で待機していた場合等）は、申込書類の不備等がなければ、抽選により決定します。なお、抽選の実施方法については、後日連絡します。

2番目以降に申込みした方や抽選で外れた方は、その申込順位に従って契約待機者となり、何らかの事情により契約予定者との契約が締結されなかった場合には、順次繰り上げて契約予定者となります。

7 契約

(1) 契約の締結

売却決定の通知を受けた日から5日以内（土日祝日等の閉庁日は算入しません。）に売買契約の締結を行います。契約書は、綾部市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担とします。

(2) 契約保証金

- ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- イ 契約保証金は、売買代金に充当します。
- ウ 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することとなり、返還しません。

8 契約上の条件

(1) 用途制限

以下のとおり用途制限があります。

- ア 買受者は、本物件を、太陽光発電施設の用に供してはならない。
- イ 買受者は、本物件を、綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- ウ 買受者は、本物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- エ 買受者は、第三者に対して本物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- オ 買受者は、第三者に対して本物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記（1）の履行状況を確認するために実地調査を行うことがあり、必要に応じて買受者に報告を求めることがあります。

(3) 違約金

上記（1）（2）の条件に違反した場合、買受者は売買代金の100分の30の違約金を綾部市に支払わなければなりません。なお、この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しません。

(4) 売買代金の支払方法

売買契約締結後30日以内に、売買代金と契約保証金との差額を、綾部市が発行する納入通知書により支払ってください。

9 注意事項

以下の点について、ご注意ください。

- ア 契約を締結した時点で、買受者に財産に係る危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、買受者が負うこととなります。
- イ 契約締結後、財産に面積の不足、売買物件の品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物を含むが、これらに限られない。）を発見しても、売買代金の減額を請求することはできません。
- ウ 買受者が売買代金を完納した時点で、所有権は買受者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。
- エ 権利移転の登記は、売買代金の納付後、買受者の請求に基づき、綾部市が関係機関に囑託します。

オ 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は買受者の負担となります。また、物件の取得に伴う不動産取得税（府税）が買受者に課税されます。

カ 原則として、物件にかかわる調査（土壌調査など）は行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）又は条例などの法令による規制がある場合がありますので、事前に関係機関に確認してください。

キ 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物があった場合について、綾部市は関与しませんので、買受者において処理してください。（契約後に判明した場合も同様です。）

10 問合せ先

綾部市役所 監理課 管財担当

電 話 0773-42-4278

メール kanri@city.ayabe.lg.jp

(様式1)

買 受 申 込 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

私は、「先着順売却実施要領」を承諾の上、買受申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

㊞

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

電話番号

1 物件

所在地	地目	地積 (実測)	用途地域	売却価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2,651.23 m ²	指定なし	7,650,000 円

2 購入後の利用計画

3 添付書類

- (1) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (2) 住民票 (法人の場合は商業・法人登記事項全部証明書)
- (3) 誓約書 (様式2)
- (4) 綾部市税納税証明書 (綾部市に納税義務のある方のみ)

※各種証明書は申込み時において1か月以内に発行されたものに限ります。

受付印
<p style="text-align: center;">※この欄は記入しないでください。</p>

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

綾部市長 様

住 所

氏 名

㊞

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

私は、綾部市が実施する公有財産売却に係る買受申込に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、この「先着順売却実施要領」及び貴庁における契約などに係る諸規程を厳守します。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者に該当しません。
- 2 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者に該当しません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号及び第4号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 物件を購入したときは、これを上記3又は4に該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 契約予定者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (2) 契約の履行をしないこと。
 - (3) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴庁に認められること。
 - (4) 買受けに関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (5) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (6) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 綾部市の公有財産売却に係る「公告」、「先着順売却実施要領」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

委 任 状

綾 部 市 長 様

私は_____をもって代理人と定め、下記物件の買受申込に関する一切の権限を委任します。

記

所在地	地目	地積（実測）	用途地域	売却価格
綾部市上杉町土穴18番1	雑種地	2,651.23 m ²	指定なし	7,650,000 円

委任期間 令和 年 月 日 から

令和 年 月 日 まで

おって本委任状は、当事者双方の連署がなければ、委任の解除は効力なきものとします。

令和 年 月 日

委 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

注) 法人の場合は、法人名及び代表者名を記入してください。

注) 印鑑登録印〔実印〕を使用してください。

受 任 者 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、〇〇〇〇〇（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、その所有する次に掲げる物件（土地）を買主に売り渡し、買主はこれを買受ける。

所 在	地 番	地 目	公簿面積(m ²)	実測面積(m ²)
綾部市上杉町土穴	18番1	雑種地	2,651m ²	2,651.23m ²

（売買代金）

第3条 売買代金は、**金7,650,000円**とする。

（契約保証金）

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、**金765,000円**を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

（売買代金の納付及び遅延利息）

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、**金6,885,000円**を売主の発行する納入通知書により納付期限までに納付しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了したときに移転するものとし、何らの手続を要しないで引渡しを終わったものとする。

（所有権の移転登記）

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

（危険負担）

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

（契約不適合責任）

第9条 買主は、引き渡された売買物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に売主に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、売主又は買主は、相手方に対し、協議の申し入れをす

ることができる。

- (1) 修補をする場合において、売主は、買主に不相当な負担を課すものでないときは、買主が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
 - (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、売主は修補責任を負わない。
 - (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして売主の責めに帰すことができない事由によるものであるときを除き、買主は、売主に対し、損害賠償を請求することができる。
 - (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
 - (5) 本条の契約不適合により、買主が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
 - (6) 本条の契約不適合が買主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買主は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。
- 2 前項の契約不適合について、買主は、売主に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 買主が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、売主は本条の責任を負わない。
- (用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、太陽光発電施設の用に供してはならない。

- 2 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- 3 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- 4 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。
- 5 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前4項に規定する義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。
- 6 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第4項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 売主は、前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主が必要と認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、正当な理由なくその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び前条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

- 2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、この契約を解除することができる。

- 2 売主は、買主が第10条に定める義務に違反したとき、又は次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する

暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 売主は、前2項の規定によりこの契約を解除した場合、買主に損害が生じてもその責めを負わないものとする。

4 買主は、売主が第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、売主に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないとき認めるときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を売主に提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を償還しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第12条に定める違約金又はこの契約に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

公 告

令和 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1
氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 ㊞

買主 住 所
氏 名 ㊞

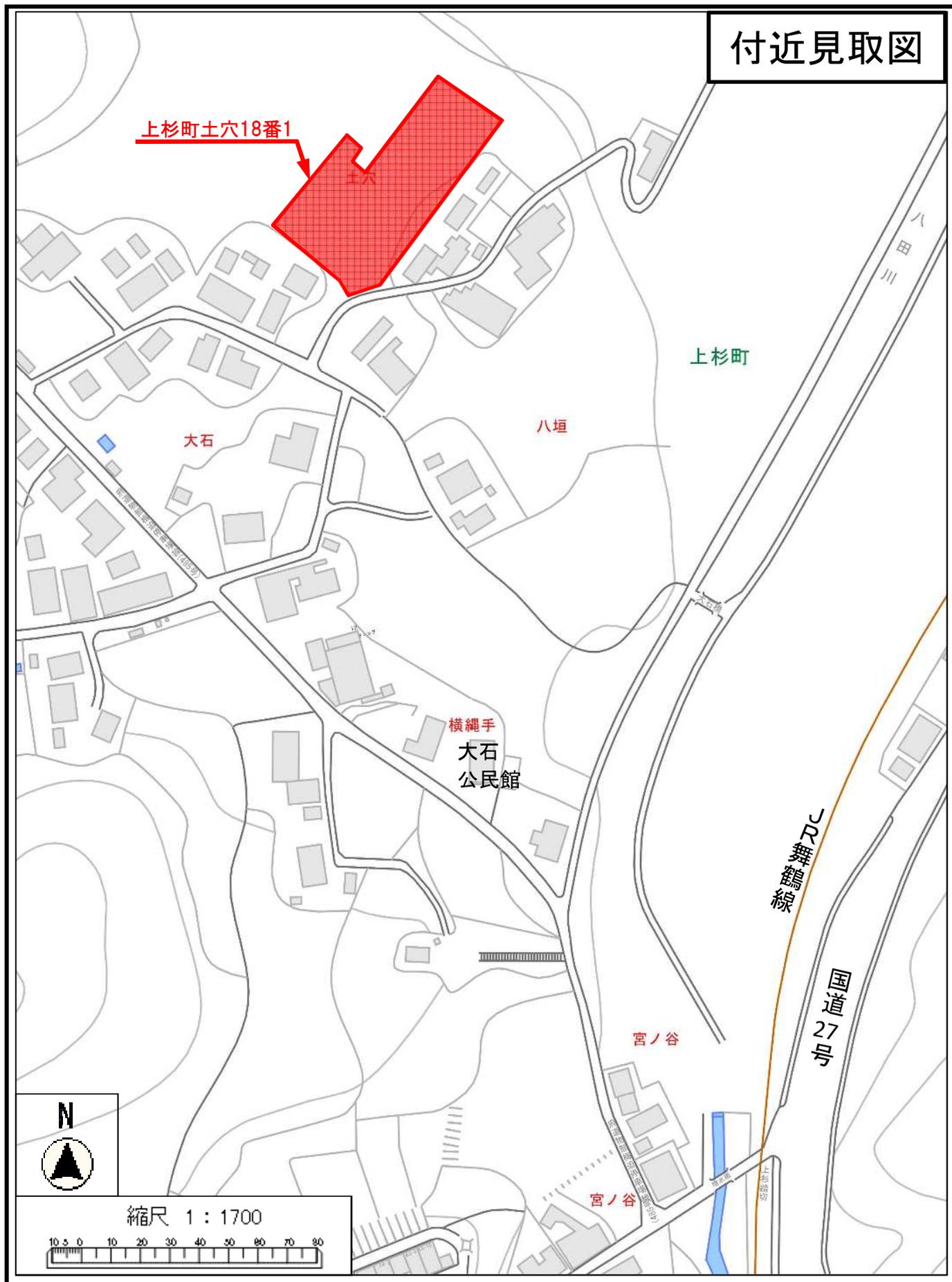
物 件 調 書

		最低売却価格		7,650,000円			
所在地		地目		登記面積		実測面積	
綾部市上杉町土穴18番1		雑種地		2651㎡		2651.23㎡	
接面道路の状況		南:市道上杉土穴線(幅員約3.5m、間口約14.5m) 南西:農道泣坂土穴線(幅員約0.9m、間口約36.5m)					
法令等に基づく制限	都市計画区域	非線引き都市計画区域					
	用途地域	指定なし					
	地域地区	特定用途制限地域(田園居住地区)					
	建ぺい率	60%		容積率	200%		
	その他	建築基準法第22条区域					
施設整備状況	施設	事業者		配管等の状況		備考	
	電気	小売電気事業者		—			
	上水道	綾部市上水道課		南側市道配管 内径50mm			
	下水道	綾部市下水道課		—			
	ガス	LPガス取扱業者		—			
交通機関	あやべ市民バス(あやバス)「大石停留所」から約400m JR舞鶴線「梅迫駅」から約900m						
<p>※特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本物件を太陽光発電施設用地として利用することは禁止します。 2 本物件の境界は確定されており、令和3年1月14日に地積更正登記が完了しています。 3 法令による土地利用制限等について、あらかじめ関係機関にご確認ください。 4 上水道の利用に当たっては、綾部市上水道課(0773-42-1815)にお問合せください。 5 下水道の利用に当たっては、綾部市下水道課(0773-42-4296)にお問合せください。 6 地下埋設物調査、地盤調査及び土壌汚染調査は行っていません。 							

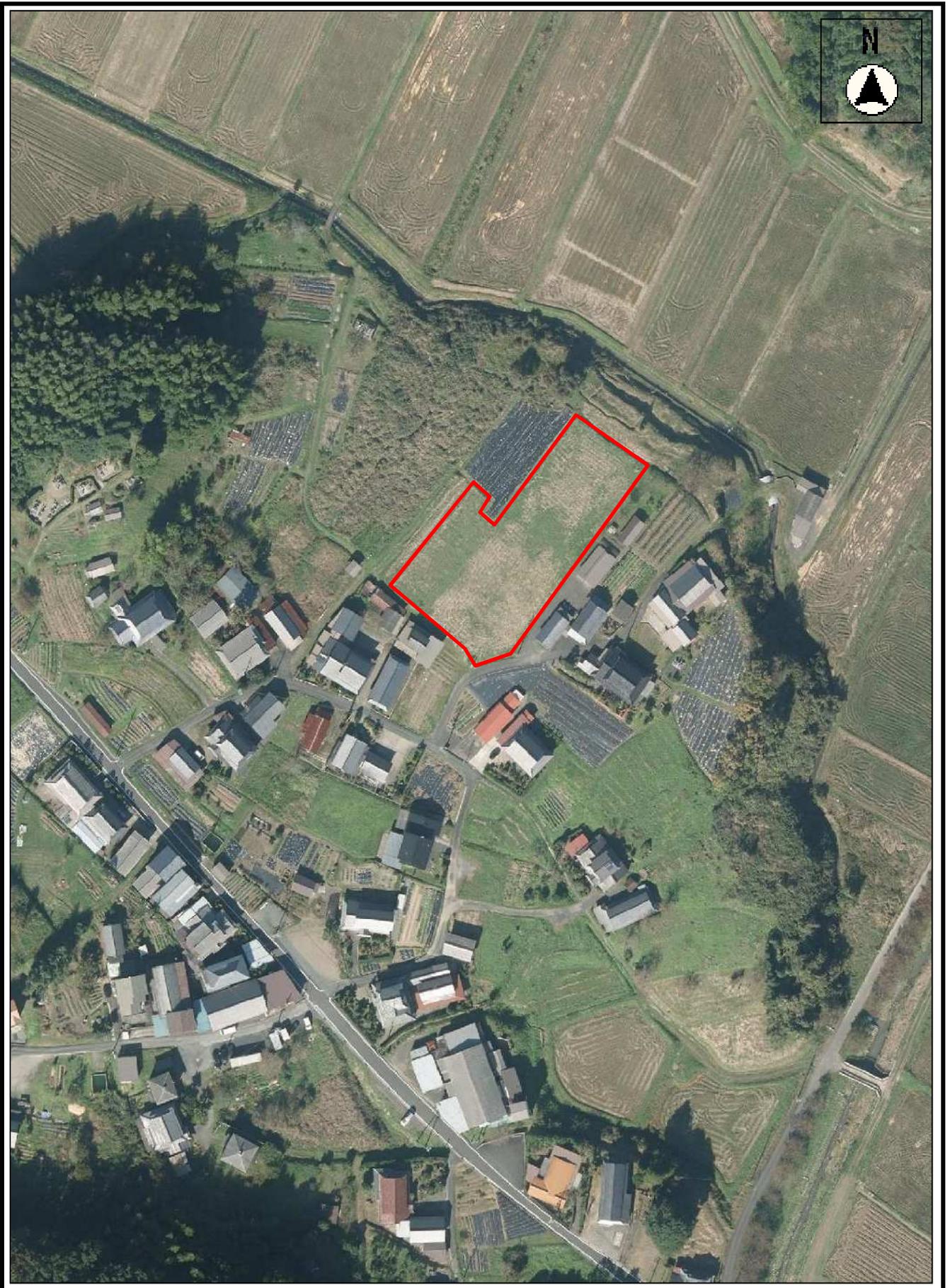
注)この調書は、土地購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。

注)申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。

注)この調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。



航空写真



現況写真

